中心市街地活性化事業補助金

令和６年４月１日改正

職住一体型営業支援・職住一体型賃貸支援の手引き

１．事業の内容について

株式会社まちづくり飛騨高山（以下、まちづくり会社という）は、中心市街地で空き店舗等を取得または所有する者で、自ら居住しながら、新たに建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を営もうとする方、また、そういった事業者に店舗スペースを貸し出す方に対し、改修費用の一部を補助します。

２．対象となる改修工事

**【職住一体型営業支援事業】**

**中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、新たに事業を営業**するための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事

※賃貸を目的として改修する店舗等の場合は、【職住一体型賃貸支援事業】に該当

**【職住一体型賃貸支援事業】**

**中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、賃貸物件として不動産取引業者に登録し、新たに店舗として貸し出す**ための居住区間と店舗を分離する工事

※過去に店舗部分を賃貸物件として貸し出していた場合は除く

居住スペース

店舗スペース

居住スペース

改修例：

居住スペースへの通路を確保しつつ、道路面を店舗スペースに改修

３．補助対象となる経費及び補助期間

**【職住一体型営業支援事業】【職住一体型賃貸支援事業】共通**

補助対象経費　＝　**対象事業に係る改修工事又は撤去工事**

※補助対象となるのは、空き店舗等を新規活用する際の初回時のみ

※器具、備品等の購入に係る費用は除く

４．補助率及び補助の額

**【職住一体型営業支援事業】**

補　助　率　　補助対象経費の3分の2以内

補助限度額　　2,000千円

**【****職住一体型賃貸支援事業】**

補　助　率　　補助対象経費の3分の2以内

補助限度額　　1,000千円

５．補助対象者の要件（下記要件全てを満たす者）

⑴　建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする者、または、営もうとする事業者と賃貸契約を締結する予定の者

⑵　高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成１３年高山市条例第１７号）に基づくまちづくりの方針に適合した改修工事であること

⑶　**申請者の居住地(法人の場合は本社所在地)が市内**であること

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業を行わないこと

⑸　娯楽業及びそれに付帯するサービス業(パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等)を行わないこと

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

⑺　高山市税を完納していること

⑻　地域活動への参加及び協力ができること

６．中心市街地の区域

７．事業の手続きの流れについて

|  |  |
| --- | --- |
| 市民・事業者 | まちづくり飛騨高山 |
| **改修工事着手****※注意：交付決定をされてから**通知**営業開始**申請**不動産事業者への****登　録**工事費の支払い改修工事完了申請書類作成事業計画検討 | 申請書類の受付**補助金交付****補助金交付**【職住一体型営業支援事業】【職住一体型賃貸支援事業】申請改修工事実績報告書の受理（現地確認・滞納チェック）改修工事実績報告書の受理（現地確認・滞納チェック）**決裁**申請書類の審査（内容確認・滞納チェック）交付決定通知（計画認定）申請 |

※**改修工事着手前に交付決定を受ける必要があります**ので、申請時期には注意してください。

物件の目星がついた所で、早めに(株)まちづくり飛騨高山までご相談ください。８．補助金の交付申請について

当該補助制度を活用する場合、**改修工事着手前**に「中心市街地活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)」に下記書類を添付し、まちづくり会社に提出してください。

※交付申請後、まちづくり会社が交付申請書を審査し交付を決定したときに決定通知書を送付します。

＜添付書類＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式 | 提出図書等 | 備　　　　考 |
| 所定① | 職住一体型営業・賃貸支援事業計画認定申請書 |  |
| 所定② | 事業計画書 |  |
| 所定③ | 職住一体型営業・賃貸支援事業実施についての宣誓書 |  |
|  | 物件の位置図 | 住宅地図など |
|  | 物件の平面図(現況) | 方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途開口部、防火戸、外壁の構造、諸設備の取り付け位置 |
|  | 工事施工図 |  |
|  | 工事見積書 | 補助対象経費の内訳の分かる見積書 |
|  | 店舗の現況写真(内部、外観) |  |
|  | 不動産登記事項証明書 | ※登記事項要約書でも可 |
|  | 決算書又は確定申告書の写し | 個人事業主の場合は直近の確定申告書法人の場合は直近の決算書の写し |
|  | 住民票（法人の場合は「履歴事項全部証明書」） |  |

＜お問い合わせ先＞

　株式会社　まちづくり飛騨高山

　　電　話：０５７７－５７－８７６５

　　ＦＡＸ：０５７７－５７－８７６４

別記様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

株式会社まちづくり飛騨高山

代表取締役　　　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話

職住一体型営業・賃貸支援事業計画認定申請書

　職住一体型営業・賃貸支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、職住一体型営業・賃貸支援事業計画について、下記のとおり認定を申請します。

　申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

　なお、本申請の審査を行うにあたり、必要に応じ、私の高山市税の滞納の有無を照会すること及び暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1　事業計画書　　　　別紙のとおり

事業計画書(職住一体型営業・賃貸支援事業)

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施場所 | 高山市　　　　　 |
| 申請者 | 氏名 | 　 |
| 住所 | 　 |
| 電話 | 　　　　(　　　　) |
| 家屋所有者※複数いる場合は別紙に記入し添付すること。 | 氏名 | 　 |
| 住所 | 　 |
| 電話 | 　　　　(　　　　) |
| 住宅の概要 | 構造 | 　 |
| 高さ | 　　　　　　　　m |
| 階数 | 地上　　　　階　　　地下　　　　階 |
| 建築面積 | 　　　　　　　　m2 |
| 延べ面積 | 　　　　　　　　m2 |
| 下水道への接続 | 有・無(　　　　　　　　　　) |
| 住宅及び住宅と併用する店舗・事務所・賃貸住宅等その他これに類する用途及び業種 | 各業種の専有面積 | 　 | 用途 | 業種 | 専有面積(m2) |
| 1 | 住　宅 | 　 | 　 |
| 2 | 店　舗 | 　 | 　 |
| 3 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | 　 | 　 |
| 建築確認申請 | 済・予定・不要 |
| 事業工程 | 着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 竣工予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 入居予定月 | 　　　　　　年　　　月 |
| 補助金申請予定月 | 　　　　　　年　　　月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設計請負業者（市内事業者に限る） | 氏名(法人の場合は法人名及び代表者名) | 　 |
| 住所 | 高山市　　　　　 |
| 電話 |  　　　　(　　　　) |
| 工事請負業者（市内事業者に限る） | 氏名(法人の場合は法人名及び代表者名) | 　 |
| 住所 | 高山市　　　　　 |
| 電話 |  　　　　(　　　　) |
| 総事業費(税込)予定 | 円　　　　　　　　 |
| 補助対象経費(税抜き)予定 | 円　　　　　　　　 |

添付書類

・工事見積書（写）　　　　　　　　・工事施工図

・建物各階の平面図　　　　　　　　　・求積図・求積

・付近見取図　　　　　　　　　　　　・現状の写真

・不動産登記事項証明書（登記事項要約書でも可）

・住民票（法人の場合は全部事項証明書）

・その他まちづくり会社が必要と認める書類

(その２)

年　　月　　日

株式会社まちづくり飛騨高山

代表取締役社長　北　村　　斉　様

商号又は法人名

代表者の氏名

所在地又は住所

宣　誓　書

　私は、職住一体型営業・賃貸支援事業補助金(職住一体型営業・賃貸支援事業)の活用にあたり下記のとおり宣誓いたします。

記

１．私は、当該物件において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業は営業しないとともに、同事業を営業する者に賃貸させることはありません。

２．地域活動への参加及び協力をします。

３．職住一体型営業・賃貸支援事業補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

第１４条　まちづくり会社は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(4)　補助期間の中途で補助事業を中止したとき。

(5)　前３号に定めるもののほか、まちづくり会社が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。